

サテライト事業所の設置について (訪問看護・訪問介護・訪問リハビリテーション)

令和7年11月7日

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものですが、例外的に、職員管理の一元的な運用や主たる事業所（以下「本体事業所」という。）と出張所等（以下「サテライト事業所」という。）との間の相互支援体制が確保されているなどの一定の要件を満たす場合は、本体事業所に含めて指定することができる取扱いとなっています。

このたび、滋賀県指定の訪問看護事業所、訪問介護事業所および訪問リハビリテーション事業所について、サテライト事業所（中山間地域を除く）の設置要件を下記により整理しましたので、令和7年11月7日以降については、事前協議の上、以下の要件を満たす事業所に限りサテライト事業所の設置を認めることとします。

1 設置主旨

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日付け老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第2-1（以下、「基準通知」という。）に記載のとおり、地域の実情等を踏まえ、本体の事業所とは別にサービス提供等を行うサテライト事業所を設置できるが、具体的な要件としては第2項および第3項に記載の通りとする。

また、訪問看護事業者においては、平成28年3月25日付け事務連絡厚生労働省老人健局老人保健課通知に記載のとおり、地域の実情等を踏まえ、医療ニーズのある中重度の要介護者が、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、体制を整えて、効率的に在宅療養生活の支援ができる観点があることとする。

2 設置要件

(1) 設置場所

本体事業所と同一市町あるいは隣接または近接する市町（滋賀県内に限る）に設置するものであって、本体事業所から高速道路（高規格幹線道路、地域高規格道路又はこれに準ずる道路）を利用せずに自動車等による移動に要する時間がおおむね30分以内であること。ただし、へき地等、地域の実情に応じて必要性が認められる場合は、30分を超えても設置を認める場合がある。また、サテライト事業所を本体事業所に、本体事業所をサテライト事業所にすることは認めない。

(2) 設置できる数

新規指定から1年以上経過した本体事業所1箇所につき、原則として2箇所までとし、サテライト事業所設置後は原則2年以内に通常指定を受けることを条件とする。

3 運営要件

(1) 訪問看護・訪問介護・訪問リハビリテーション共通要件

- ・利用申込に係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

- ・職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、本体事業所や他のサテライト事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該サテライト事業所の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
 - ・苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
 - ・事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、通常の実施地域、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
 - ・人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。
- (2) 訪問リハビリテーションに係る要件
- ・サテライト事業所からサービス提供を行う利用者の訪問リハビリテーション計画の作成については、原則として指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行った上で作成すること。

4 サテライト事業所の人員基準

- (1) 訪問看護・訪問介護・訪問リハビリテーション共通基準
- ・管理者は本体事業所に配置し、サテライト事業所を含め一元的に管理すること。
- (2) 訪問看護に係る基準
- ・サテライト事業所の看護職員は本体事業所と合わせて訪問看護等の提供に当たる保健師、看護師又は准看護師を常勤換算方法で2.5人以上の員数を配置すること。ただし、サテライト事業所において、(予防)訪問看護計画および(予防)訪問看護報告書の作成を行う場合は、保健師又は看護師を1名以上配置し、常勤換算方法で2.5人以上としないこと。
- (3) 訪問介護に係る基準
- ・サテライト事業所の介護職員は本体事業所と合わせて訪問介護等の提供に当たる訪問介護員等を常勤換算方法で2.5人以上の員数を配置すること。ただし、サテライト事業所において、訪問介護計画および訪問介護報告書の作成を行う場合は、訪問介護員等を1名以上配置し、常勤換算方法で2.5人以上としないこと。
- (4) 訪問リハビリテーションに係る基準
- ・本体事業所とサテライト事業所それぞれにおいて、サービス提供を行うために必要な理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を適当数配置すること。

5 設備基準

サテライト事業所単独で、事務室、訪問看護等の提供に必要な設備・備品を確保し、特に感染症予防に必要な設備等には配慮すること。

6 設置の手続き

サテライト事業所の設置については事前協議制としますので、設置予定日（原則月の初日）の前々月の末日までに、本体事業所の所在地を所管する健康福祉事務所（草津市・栗東市・守山市・野洲市の場合は県庁医療福祉推進課）に事前連絡の上、以下の必要書類を持参してください。

(1) 指定関係書類

ア 変更届出書（様式第一号（五））

イ （訪問看護）付表第一号（三）（訪問看護・介護予防訪問看護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項）

（訪問介護）付表第一号（一）（訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項）

（訪問リハビリテーション）付表第一号（四）（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項）

ウ 添付書類

① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）

※ 本体事業所分とサテライト事業所分を区分して記載してください。

② サテライト事業所の平面図

③ 運営規程、重要事項説明書

※ 本体事業所の運営規程に、サテライト事業所の内容を記載（追記）してください。（サテライト単独の運営規程は不要です。）

※ サテライト事業所の名称については、本体事業所のサテライト事業所であることを明確にしてください。

（例）滋賀県長寿訪問看護ステーション ▲▲サテライト or ▲▲支所 等

④ 当該申請に係る資産の状況（サテライト事業所（不動産）にかかる登記事項証明書、賃貸借契約書等の写し）

⑤ 本体事業所、サテライト事業所および関連する事業所の組織図

⑥ 本体事業所とサテライト事業所間の移動距離および所要時間の根拠となる資料（地図等）

※ 上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合があります。

(2) 介護報酬関係書類

ア 介護給付費算定届連絡先

イ （別紙2）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

ウ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

エ 加算ごとに必要な添付書類

事業実施市町	問合せ・申請先	所在地	電話番号
大津市	大津市役所 健康福祉部 福祉指導監査課	〒520-8575 大津市御陵町3-1	077-528-2912
草津市、守山市、栗東市、野洲市	滋賀県 医療福祉推進課	〒520-8577 大津市京町四丁目1-1	077-528-3523
甲賀市、湖南市	甲賀健康福祉事務所 (甲賀保健所)	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6111
近江八幡市、東近江市、日野町、 竜王町	東近江健康福祉事務所 (東近江保健所)	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22	0748-22-1253
彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、 多賀町	湖東健康福祉事務所 (彦根保健所)	〒522-0039 彦根市和田町41	0749-22-1770
長浜市、米原市	湖北健康福祉事務所 (長浜保健所)	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6660
高島市	高島健康福祉事務所 (高島保健所)	〒520-1621 高島市今津町今津448-45	0740-22-2525

※ 平成24年度から、大津市内の事業所にかかる指定等は、大津市が行っています。

※ 平成26年度から、草津市、守山市、栗東市、野洲市の事業所にかかる指定等は、南部健康福祉事務所から
県庁医療福祉推進課に窓口が変更になっています。